

老朽空き家等除却促進事業をご利用する際の注意事項

※必ずご一読ください。

- 本事業は、市民の安全で安心な居住環境の形成を図るため、市場流通が困難で倒壊や部材の落下のおそれ等がある危険な空き家の除却に要する費用の一部を補助する制度です。
- 補助金交付申請を行うためには、空き家の解体工事に着手する前にあらかじめ「判定依頼申出書」の提出が必要です。（なお、「判定依頼申出書」の提出だけでは補助申請を行った事にはなりませんのでご注意下さい。）
 - ・「判定依頼申出書」の提出を受けた後、市が空き家の「市場での流通可能性」と「危険度」の判定を行います。
 - ・判定の結果、補助対象となった場合（原則、市場流通が困難かつ一定の危険度が認められる場合）のみ補助金交付申請が可能です。
 - ・判定の結果、「市場流通の可能性あり」と認められる場合は、空き家の流通や活用に向けた支援を行います。（補助金交付申請はできません。）後日、フォローアップ調査を行いますのでご協力をよろしくお願いします。
- 令和7年5月19日（月曜日）から「判定依頼申出書」及び「補助金交付申請書」の受付を開始します。（令和7年12月26日（金曜日）まで。予算枠に到達した場合は受付を終了します。）
- 「補助金交付申請書」の受理後、申請者及び解体業者について、暴力団排除の取り組みの為、県警への照会を行います。
- 補助金交付申請を行い、「補助金交付決定通知書」を受領後、解体工事に着手できます。（解体事業者は、「市内業者（市内の個人事業者、又は本店が市内にある法人）」に限定しています。）
- 解体工事は、空き家のある土地を原則として更地（ＣＢ塀や樹木などは全て撤去）にする必要があります。なお、安全上やむを得ない理由等により、一部を残置する必要がある場合は事前に市にご相談ください。解体後の土地が関係諸法令等に適合しない場合（二段擁壁、敷地の安全性（土砂流出など）が確保できないと判断した場合等）は補助金を交付することはできません。
- 家財道具等の動産物撤去費、井戸埋め戻しのお祓い費、解体後の敷地の舗装費、解体業者による補助申請代行費等は補助対象工事額（除却に要した額）に含めることはできません。
- 長屋建ての住宅の一部を解体する場合、残置する家屋との取り合い部は、建築基準法や消防法等の関係諸法令に適合させてください。ブルーシートなどで取り合い部を塞ぐ行為などでは、補助金を交付できません。
- 補助金交付申請後に申請内容の変更が生じる場合（解体事業者の変更や契約金額の増減等）や交付申請を取り下げる場合（都合により工事ができなくなった場合等）は、必要な手続きがありますので、必ず事前に市に連絡してください。
- 解体工事完了の翌日から起算して20日以内又は当該年度の2月10日までのいずれか早い日までに、「除却完了報告書」及び必要書類を提出してください。
また、当該年度の3月10日までに補助金の請求手続きが完了しない場合は、補助金を交付することができません。（補助金の申請者が解体事業者へ工事費用を支払ったことがわかる領収書等が必要になります。また、補助金の申請者の名義以外の口座に振り込むことはできません。）
- 本書の他、必ず事前に「老朽空き家等除却促進事業補助金交付要綱」・「老朽空き家等除却促進事業補助金交付要領」、「老朽空き家等除却促進事業Q＆A」をご確認ください。